

策定スケジュールの変更について

市の障害者計画は、障害者基本法において「国の障害者基本計画」及び「県の障害者計画」を基本に策定しなければならないとされていることから、現在策定中の国・県の計画策定の動向を見ながら策定作業を進めている。

当初の市の計画策定スケジュールでは、国が平成24年12月を目途に障害者基本計画を策定するとしていたことから、策定期を平成25年3月としたが、国の計画策定期が12月から3月に変更となったため、策定期を平成25年5月に変更するものである。

○国・県の動向

- ・平成24年12月17日：新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会意見公表
- ・平成24年12月27日：「第3次青森県障害者計画」（案）公表
- ・平成25年3月：新「障害者基本計画」「第3次青森県障害者計画」策定予定

○策定スケジュールの変更



	当初スケジュール		変更後スケジュール
10月	①障害者福祉専門分科会 計画素案審議	1月	①障害者福祉専門分科会（下旬） 計画素案審議
11月	②常任委員会 計画素案説明 パブリックコメント実施報告 ③パブリックコメント実施 ④浪岡自治区協議会地域協議会 計画素案説明	2月	②常任委員会 計画素案説明 パブリックコメント実施報告 ③パブリックコメント実施 2月下旬～3月下旬
12月		3月	④浪岡自治区協議会地域協議会 計画素案説明
1月	⑤常任委員会 パブリックコメント結果報告	4月	⑤常任委員会 パブリックコメント結果報告 ⑥障害者福祉専門分科会 計画案審議
2月	⑥障害者福祉専門分科会 計画案審議	5月	⑦常任委員会 計画案の内容説明 ⑧計画策定・周知 広報あおもり、市ホームページ
3月	⑦常任委員会 計画案の内容説明 ⑧計画策定・周知 広報あおもり、市ホームページ		